

結核医療費公費負担制度の利用にあたって

本制度は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者様が安心して適正な医療を受けられるよう、医療費の一部又は全額を公費負担する制度です。ただし、公費による医療を受けるためには、管轄保健所へ下記書類の提出が必要です。

- 結核医療費公費負担申請書
現在、治療中の病院とご相談の上、必要事項を記載し病院へご提出ください。
- 個人番号（マイナンバー）に関する書類
*個人番号の提供同意者名（ ）
詳しくは「別紙1 個人番号（マイナンバー）の記載について」をご覧ください。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に係る家族状況調査表
次の点に注意しながら、本紙の(表)を記載下さい。
本調査書に同一世帯員*として記載すべき家族は、次の①、②に該当する方です。
①配偶者
②生計を同一にする患者様の両親、子供、兄弟姉妹、等の絶対的扶養義務者（民877条第1項）
*患者様と同一住所の方は、原則として同一生計者とみなします。
- 住民票 *続柄、個人番号（個人番号の提供同意者のみ）の記載があるもの
調査表一本紙(表)に記載した世帯員全員が記載されている住民票を一部。
市役所又は町役場にて住民票の交付を受け、保健所にご提出ください。
- 所得税額を証明するもの
結核医療費の自己負担額認定は、調査票一(表)面に記載された世帯員の所得税額の合算額により決定されます。以下を参考に世帯員全員の証明書を保健所にご提出ください。

区分	発行元	書類名称
・給与所得者（サラリーマン）	勤務先	源泉徴収票（ 年分）
・申告所得者（自営業・農業等）	税務署	所得税の納税証明書(その1)（ 年分）
・年金受給のみ	社会保険事務所	源泉徴収票（はがき）（ 年分）
・年金受給者で確定申告した方	税務署	所得税の納税証明書（ 年分）
・生活保護受給者	福祉事務所	生活保護受給者証明書
・申告無の者（無職・扶養にある）	市役所、町役場	市町県民税(非)課税証明書（ 年度分） ※非課税であり、マイナンバーの提供に同意した者の課税証明書は提出不要

所得税額証明に係る諸注意

- 給与所得と譲渡所得の両方がある場合は、源泉徴収票と所得税納税証明書の両方が必要です。
- 納税証明書を税務署に求める場合は、証明手数料が不要の場合もあるので、税務署窓口にて結核医療の自己負担額認定のために用いることを教えてください。
郵送でも取得可能です。詳細は、担当職員にお問い合わせください。
- 自己負担額認定においては、6月1日～12月31日に入院した者は前年の所得税額で、1月1日～5月31日に入院した者は前々年の所得税額により行ないます。故に、6月1日を跨ぎ入院する患者様におかれましては、6月1日時点で、自己負担額認定書類を再度、提出頂く必要がありますのでご了承ください。
- 市町県民税(非)課税証明書は、市町発行の書式又は様式B号をご利用ください。

- 寡婦（夫）控除に関する書類（※該当する方のみ）
詳しくは「別紙4 寡婦（夫）控除のみなし適用について」をご覧ください。

★不明な点等は、各保健所の結核担当職員にお問い合わせください。

寡婦（夫）控除のみなし適用について

下記枠線内の1～3のいずれかに該当する方については、措置入院に要した費用にかかる費用徴収額の認定において、所得税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして所得を計算します（寡婦（夫）控除のみなし適用）。

寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる方は、下記枠線内について記載及び同意いただいたうえ、添付資料を添えて提出してください。

所得の額の計算の対象となる年（前年（措置入院決定日が1月から5月までの間にある場合は、前々年））の12月31日現在、次のいずれかに該当している場合は、該当番号を○で囲んでください。

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、長崎県が寡婦（夫）控除のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 _____ 印（自署又は記名押印）

【添付資料】

- ・寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書
- ・上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

※寡婦（夫）控除のみなし適用の要件の確認に必要な書類として、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

【注意事項（必ずお読みください。）】

- ・字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ・生活保護受給者、所得税非課税者は対象外です。また、みなし適用を実施しても、結果として費用徴収額が変わらない場合があります。
- ・記載内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用を取り消され、費用徴収を求められる場合があります。